

第 1 回審議会の振り返りについて

○井原・芳井・美星の 3 地区で異なる水道料金及び加入負担金の改定について諮問。

○諮問理由としては、芳井・美星地区の簡易水道の施設の更新・高度化が完了し、市内一円で水道水の安定供給の体制が整ったことにより、水道事業と簡易水道事業を統合（1 市 1 水道）し、水道料金についても統一したい。

さらに、近年の人口減少社会への移行などにより給水収益が減少傾向にあるなかで、今後、老朽化する水道施設の更新を進めて行かなければならないという厳しい状況にあるため、水道事業の健全経営を継続するため、水道料金の引き上げが必要。

また、現在 3 地区で異なる加入負担金についても、水道料金の統一に併せて統一したい。

○合併以降、料金統一ができていない点

合併時の協議において、水道料金については「当分の間現行のまま」とし、芳井・美星地区の簡易水道施設の整備が完了（サービス水準が均一）した段階で検討するとされた。

その後、国の補助事業を活用し、両地区の施設の更新や高度化を進め、平成 30 年度に整備が完了したことから、令和元・2 年度にかけて「井原市水道事業経営戦略」を策定した上で、上水道と簡易水道の事業統合と水道料金の統一に向けた検討（審議）を開始した。

○上水道と簡易水道の事業統合が必要な理由

- ・簡易水道事業は、事業規模が小さいことから一般的に経営基盤が脆弱。事業継続のためには、事業統合・広域化による効率的な経営体制の確立が必要。《必然性》
- ・簡易水道の施設の更新・高度化が完了し、市内一円で同水準の水道水の安定供給の体制が整った。《タイミング》
- ・平成 19 年度より簡易水道事業に係る国庫補助の新たな採択基準に、平成 28 年度を期限（その後令和元年度まで延長）とした事業統合に向けた計画の策定が求められた。《国の指導》

○料金統一が必要な理由

- ・事業統合（1 市 1 水道）した場合、水道料金も原則、統一。
- ・簡易水道の施設の更新・高度化が完了し、市内一円で同水準の水道水の安定供給の体制が整った。《同一サービス同一料金》
- ・料金について水道法では、「不当な差別的取扱い」を禁じており、同等のサービスの対価である水道料金がバラバラな現状は好ましい状況ではない。

■主なご意見等

○料金統一について（「上水道の利益で簡易水道を賄うのか」「芳井を上げた分を美星に補填するのか」）

【委員からの主な発言（抜粋）】

「公営企業として1つの水道になった場合、料金も統一することが原則。統一した後は、井原地区、芳井地区、美星地区というエリアの区分はなくして考えていかなければならない。」

「1水道となった時に、高くなった所が安くなった所を補うという考え方ではなく、1つの公営企業として全体で見えていかないといけないということを理解して審議を進めていかないといけない。」

「水道料金の統一については、「上がるじゃないか下がるじゃないか」という、感情的な部分もあるが、給水水準が整ったので同じ負担をしてもらうという考えは料金統一の根本的な考えとして当然だと思う。」

○料金改定（引上げ）について

【委員からの主な発言（抜粋）】

「今後10年間の経営を見た時に収支の見込みや資金残高の推計をみると、どうしても今の料金収入では賄いきれないという試算をされている・・・」

「旧井原市の上水道の料金をベースに15.8%引き上げると、芳井は当然上がる、美星は下がることになると思うが、旧井原市も15.8%の値上げになるのか。値上げとなる場合は、きっちりとした理由付けがいる。15.8%の根拠について、もう少しきっちりした資料を出してもらわないと市民は納得しない。」

「10年、20年先も、命を守る大切な水の供給を継続していかなければならないという使命があるわけですから、そのためには費用がかかるし、費用をまかなうための手当をしなければならぬ、そこを一般会計から入れるのか、水道料金でまかなっていくのかという手法の検討もあるが、利用者負担を増やしていかなければならない局面にあるのだろうと思う。」

「水道料金を一挙に値上げするというのは、住民に対し並大抵の説明では納得いただくことができないと思う。経営の安定であるとか安全な水の提供をしていくためには、お金がいるのはわかるが・・・」

「値上げとなる人からは水道の統合や料金の統一をする必要はないという意見がでるかもしれない。・・・値上げとなる芳井の人は加入を止める人も出てくるのではないかというぐらいに考えて、協議しないといけないと思う。」

○企業債（借入金）の残高が多い。後世の負担を軽減するために料金の引上率を上げる
→本日の議題（４）の中で回答

○一般会計からの繰入（補助金）について

公営企業の経費は、経営に伴う収入をもって充てなければならない。（独立採算の原則）

※地方財政法第6条、地方公営企業法第17条の2

○急激な引き上げはすべきでない

特に芳井地区は大きな引き上げが予測されるため、段階的な引き上げについてもご検討いただきたい。

ただし、段階的引上げにより減収となる部分の影響について考慮しなければならない。

○加入負担金をもらわない自治体もある（松山市など）

→次回第3回審議会において回答

■未回答事項

①給水人口推計の確認

○井原市人口 H27.12 42,158人 ⇒ R2.12 39,284人（△2,874人）

○経営戦略の給水人口推計

	H30(実績)	R2	R5	R8	R11	R2→R11
第1期人口ビジョン（井原市推計）	39,761	38,923	38,131	37,385	36,737	△5.6%
第2期人口ビジョン（井原市推計）	39,761	38,781	37,295	35,908	34,657	△10.6%
第2期人口ビジョン（社人研）	39,761	38,781	37,206	35,654	34,145	△12.0%
経営戦略（給水人口予測）	31,029	30,375	29,757	29,175	28,669	△5.6%
給水人口（第2期人口ビジョン社人研）	31,029	30,264	29,035	27,824	26,646	△12.0%

△2,023人（△7.1%）

②緊急遮断弁について

大規模地震が発生した際に、配水池からの配水を止める装置であり、漏水に伴う水道水の流出を防ぐとともに、復旧修繕工事をスムーズに行うことができる。また、漏水による道路や住宅地の陥没・沈下など二次災害の防止も図ることができる。

